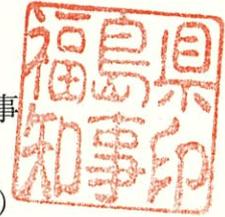


2環共第2514号  
令和3年1月28日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁に係る環境基準の暫定目標の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

千五沢ダム貯水池及び東山ダム貯水池に係る水質環境基準の暫定目標の見直しについて

2 諮問理由

(1) 千五沢ダム貯水池に係る環境基準の暫定目標の見直しについて

この水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、平成13年3月にCOD等に係る水域類型は湖沼A類型、全窒素及び全磷に係る水域類型は湖沼Ⅲ類型に指定した。

また、当時の水質状況及び将来水質の予測結果から暫定目標（COD 5.0mg/L、全窒素 1.0mg/L、全林 0.052mg/L）を設けた。さらに、平成17年度、平成22年度及び平成27年度の見直しを行い、平成27年度に全窒素の暫定目標を0.95mg/Lに引き下げたところである。

平成27年度に設定した暫定目標の目標年度が平成32年度（令和2年度）となっていることから、現状及び将来の水質の状況、当該水域の利水状況等を総合的に勘案し、暫定目標を見直す必要がある。

<現行の指定状況>

水域の名称	環境基準点の名称	範囲	水域類型	達成期間	暫定目標
千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	全域	COD等 湖沼A類型 (COD:3 mg/L 以下)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	平成32年度(令和2年度)まで COD:5.0 mg/L
			全窒素 湖沼Ⅲ類型 (0.4 mg/L 以下)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	平成32年度(令和2年度)まで 0.95 mg/L
			全磷 湖沼Ⅲ類型 (0.03 mg/L 以下)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	平成32年度(令和2年度)まで 0.052 mg/L

(2) 東山ダム貯水池に係る環境基準の暫定目標の見直しについて

この水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、平成13年3月にCOD等に係る環境基準は湖沼A類型、全磷に係る環境基準は湖沼II類型に指定し、当時の水質状況及び将来水質の予測結果から暫定目標（全磷 0.014 mg/L）を設けた。さらに、平成17年度、平成22年度及び平成27年度の見直しでも引き続き当該暫定目標を設定したところである。

平成27年度に設定した暫定目標の目標年度が平成32年度（令和2年度）となっていることから、現状及び将来の水質の状況、当該水域の利水状況等を総合的に勘案し、暫定目標を見直す必要がある。

<現行の指定状況>

水域の名称	環境基準点の名称	範囲	水域類型	達成期間	暫定目標
東山ダム貯水池	東山ダムサイト	全域	全磷 湖沼II類型 (0.01 mg/L 以下)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める	平成32年度(令和2年度)まで 0.014 mg/L